

令和6年川辺町議会第1回定例会

令和6年3月1日(金) 午前 9時00分開会

議事日程(第1号)

- |                |  |
|----------------|--|
| 日程第 1          | 会議録署名議員の指名   |
| 日程第 2          | 会期の決定  |
| 日程第 3          | 諸般の報告  |
| 日程第 1          | 会議録署名議員の指名   |
| 日程第 2          | 会期の決定  |
| 日程第 3          | 諸般の報告  |
| 日程第 4          | 選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙   |
| 日程第 5 (報告第 1号) | 専決処分の報告について《防災安全交付金事業令和5年度町道関街道線歩道設置工事請負変更契約の締結》                       |
| 日程第 6 (承認第 1号) | 専決処分について承認を求める件《川辺町印鑑条例の一部を改正する条例》                                     |
| 日程第 7 (承認第 2号) | 専決処分について承認を求める件《川辺町手数料徴収条例の一部を改正する条例》                                  |
| 日程第 8 (承認第 3号) | 専決処分について承認を求める件《令和5年度川辺町一般会計補正予算(専決第2号)》                               |
| 日程第 9 (承認第 4号) | 専決処分について承認を求める件《令和5年度川辺町一般会計補正予算(専決第3号)》                               |
| 日程第10 (承認第 5号) | 専決処分について承認を求める件《令和5年度川辺町一般会計補正予算(専決第4号)》                               |
| 日程第11 (諮問第 1号) | 人権擁護委員の候補者の推薦について  |
| 日程第12 (議案第 1号) | 町道の路線廃止及び認定について  |
| 日程第13 (議案第 2号) | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第14 (議案第 3号) | 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例                                     |
| 日程第15 (議案第 4号) | 川辺町附属機関設置条例の一部を改正する条例  |
| 日程第16 (議案第 5号) | 川辺町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例   |
| 日程第17 (議案第 6号) | 川辺町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例                                  |

- 日程第18 (議案第7号) 川辺町放課後児童健全育成事業に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第19 (議案第8号) 川辺町介護保険条例の一部を改正する条例
- 日程第20 (議案第9号) 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の公布に伴う関係条例の整備に関する条例
- 日程第21 (議案第10号) 生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
- 日程第22 (議案第11号) 川辺町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例
- 日程第23 (議案第12号) 令和5年度川辺町一般会計補正予算(第5号)
- 日程第24 (議案第13号) 令和5年度川辺町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)
- 日程第25 (議案第14号) 令和5年度川辺町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
- 日程第26 (議案第15号) 令和5年度川辺町介護保険特別会計補正予算(第4号)
- 日程第27 (議案第16号) 令和5年度川辺町下水道事業会計補正予算(第4号)
- 日程第28 (議案第17号) 令和6年度川辺町一般会計予算
- 日程第29 (議案第18号) 令和6年度川辺町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第30 (議案第19号) 令和6年度川辺町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第31 (議案第20号) 令和6年度川辺町介護保険特別会計予算
- 日程第32 (議案第21号) 令和6年度川辺町下水道事業会計予算
- 日程第33 (議案第22号) 令和6年度川辺町下水道事業会計予算

本日の議会に付した案件  
議事日程のとおり

出席議員(9名)

議長 桜井 真茂	副議長 石原 利春	1番 井戸 三兼
2番 平岡 正男	3番 奥田 哲也	5番 佐伯 雄幸
6番 佐伯 瞬	7番 市原 敬夫	9番 櫻井 芳男

欠席議員 なし

地方自治法第121条による出席者

町長	佐藤 光宏	教育長	白村 茂
参事	井上 健	総務課長	重本 佳明
会計管理者兼会計室長	石本 清二	企画課長	平岡 善伸
税務課長	佐伯 政宣	住民課長	林 正和
健康福祉課長	横田 博生	産業環境課長	馬場 誠
基盤整備課長補佐	西田 吉之	教育支援課長	鈴木 秀樹
生涯学習課長	佐伯 毅彦	上下水道課長	渡辺 英樹

欠席者 なし

事務局職員出席者

議会事務局長 渡辺 保彦

(開会 午前 9時00分)

◎議長(桜井真茂君) 皆さん、おはようございます。令和6年川辺町議会第1回定例会が招集され、御案内を申しあげましたところ、出席議員は9名です。定足数に達していますので、ただ今から、令和6年第1回川辺町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。開会にあたり、注意事項を申し上げます。マスクの着用については各自の判断としますが、環境衛生上自席で発言される場合は、着座にて行ってください。

また、議場内の換気のため、適宜休憩を設ける場合がありますので皆様のご協力をお願いします。

また、基盤整備課長不在のため、課長補佐の西田吉文君が出席をしておりますので、ご承知おきください。

招集者の町長から挨拶があります。町長 佐藤光宏君。

◎町長(佐藤光宏) 本日ここに、令和6年川辺町議会第1回定例会の開会をお願いいたしましたところ、議員の皆様方には、公私にわたり何かとお忙しい中、早朝よりご出席いただきまして誠にありがとうございます。

また、日々、町政の推進に格別なるご理解とご協力、ご尽力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、皆様もご存じのとおり、令和6年の幕開けはあまりにも衝撃的なものとなりました。1月1日、16時10分、石川県能登地方を震源とするマグニチュード7.6、最大震度7の「令和6年能登半島地震」が発生し、周辺地域に甚大な被害が生じました。まずは、この震災によりお亡くなりになられた方々と、そのご遺族の皆様に対し、謹んでお悔やみを申し上げるとともに、被災された皆様に関心をお見舞いを申し上げます。そして、被災地にて支援活動等を行っていただいている方々の安全と、被災地の一日も早い復旧・復興を衷心よりお祈り申し上げます。

今回の震災は発災が元日の夕方ということもあり、当初は被害の状況が掴めずにいましたが、時間の経過とともに徐々に被害の全容が明らかになりました。道路の寸断が人的・物的補給を妨げ、上水道、下水道、電気などのインフラ設備はその機能を失い、津波、火災、土砂などが人々の住む街を飲み込みました。被災地の皆様は突如として平穏な生活を奪われ、発生から2ヶ月が経過した今なお、不安な日々を過ごされていることを考えますと誠に心苦しい限りでございます。

このような状況を受け、町としても出来る限りの支援に努めてまいりたいと考えております。これまでの町の支援といたしましては、発災直後の1月3日に、全国ボート場所在市町村協議会の縁で、石川県津幡町へ支援物資として合計2400リットル分の飲料水を搬送しました。搬送には議長もご同行いただき、町執行部と議会が連携し、支援を行いました。そのほか、被災された方々に対し、町営住宅を提供できるよう体制を整えているほか、皆様から寄せられる義援金については、日本赤十字社を通じて被災地へ届けられるよう、役場、中央公民館、B&G海洋センターに募金箱を設置しております。

また、被災自治体に対して支援自治体が割り当てられており、岐阜県の支援先である、輪島市、中能登町に対しては、避難所運営、罹災証明の受付、住家被害調査の支援として、これまでに6名の町職員を岐阜県チームの一員として派遣したほか、今日現在も2名の町職員が現地での避難所運営支援の活動に従事しております。今後においても、被災された皆様が一日でも早く平穏な生活を取り戻せるよう支援体制を整え、県をはじめ関係市町村と連携を取りながら、状況に応じた支援に努めてまいりたいと考えております。

一方、今回の震災を受けて「川辺町でも同様の地震が発生したら」ということも考えなければならぬと感じております。能登半島と当町では地理的な特徴、人口、建築物、インフラ設備など状況が異なるため、一概には比較はできませんが、その他の過去の災害も教訓にし、町としての災害対策に取り組んでまいりたいと存じます。また、大きな災害が発生した際には、本来ならば救護に向かう町職員等も被災している可能性が高いため、自助や共助が大変重要になってまいります。先日、岐阜大学地域減災研究センター特任准教授である村岡先生に講演をお願いしたのですが、村岡先生からも「まずは自分の身を自分自身で守ることが大切」ということを教えていただきました。当たり前のことなのかもしれませんが、私もハッと気付かされる内容でございました。町民の皆さまにおかれましても、ご自宅などの危険箇所の把握と改善、防災備蓄品の用意、避難場所や避難ルートの確認などを実施していただくとともに、お住まいの地域でも日頃からコミュニケーションを取るなどし、有事の際に自助・共助を発揮できるよう、改めて防災に対する意識を高めていただきますようお願いいたします。

さて、本定例会にご提案いたしております議案は、報告案件1件、承認案件5件、人事案件1件、条例案件10件、予算案件11件、その他案件1件の計29案件でございます。どうか慎重に御審議賜り、格別の御理解により御決定賜りますようお願い申し上げます。

にあたりましての御挨拶といたします。

◎議長（桜井真茂君） 本日の議事日程は、お手元にお配りしましたとおりです。

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。本定例会の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議席番3番「奥田哲也」君及び5番「佐伯雄幸」君の2名を指名します。

日程第2「会期の決定」を議題といたします。お諮りします。本定例会の会期は、去る2月22日の議会運営委員会で決定されたとおり、本日から14日までの14日間としたいと思います。御異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

◎議長（桜井真茂君） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から3月14日までの14日間とすることに決定いたしました。

それでは、議案等の審議については、第1回定例会会期日程のとおり行いますので、よろしくお願ひします。

日程第3「諸般の報告」を行います。監査委員から地方自治法第235条の2第3項の規定により、お手元に配布のとおり、「令和5年12月21日 川監第27号」、「令和6年1月22日 川監第29号」、「令和6年2月21日 川監第31号」の例月出納検査の結果報告がありました。報告書類の原本は、議会事務局に保管してありますので、適宜閲覧してください。これで、諸般の報告を終わります。

日程第4「選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙」を行います。お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推薦にしたいと思います。御異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

◎議長（桜井真茂君） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法については指名推薦で行うことに決定いたしました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。御異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

◎議長（桜井真茂君） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。これより資料を配布しますのでしばらく、その場でお待ちください。

（名簿を配布）

◎議長（桜井真茂君） 会議を再開いたします。ただ今から、指名いたします。選挙管理委員には、柳川桂一君、長谷川久男君、小森邦夫君、井戸新次君、以上の方を指名いたします。

お諮りします。ただ今、議長が指名しました方を選挙管理委員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

◎議長（桜井真茂君） 異議なしと認めます。したがって、柳川桂一君、長谷川久男君、小森邦夫君、井戸新次君、以上の方が、選挙管理委員に当選されました。

選挙管理委員補充員には、次の方を指名します。第1順位 藤掛富夫君、第2順位 馬場好夫君、第3順位 鈴木正美君、第4順位 長瀬正伸君、以上の方を指名します。

お諮りします。ただ今、議長が指名しました方を選挙管理委員補充員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

◎議長(桜井真茂君) 異議なしと認めます。したがって、第1順位 藤掛富夫君、第2順位 馬場好夫君、第3順位 鈴木正美君、第4順位 長瀬正伸君、以上の方が、選挙管理委員補充員に当選されました。

日程第5 報告第1号「専決処分の報告について《防災安全交付金事業令和5年度町道関街道線歩道設置工事請負変更契約の締結》を議題といたします。本件についての説明を求めます。基盤整備課課長補佐 西田吉文君。

◎基盤整備課課長補佐(西田吉文君) 報告第1号「専決処分の報告について《防災安全交付金事業令和5年度町道関街道線歩道設置工事請負変更契約の締結》について説明。

◎議長(桜井真茂君) これより、質疑を行います。質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声)

◎議長(桜井真茂君) 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。以上で報告第1号は終了しました。

日程第6 承認第1号「専決処分について承認を求める件《川辺町印鑑条例の一部を改正する条例》を議題といたします。本件についての説明を求めます。住民課長 林 正和君。

◎住民課長(林 正和君) 承認第1号「専決処分について承認を求める件《川辺町印鑑条例の一部を改正する条例》について説明。

◎議長(桜井真茂君) これより、質疑を行います。質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声)

◎議長(桜井真茂君) 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。これより討論を行います。討論はございませんか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長(桜井真茂君) 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから承認第1号を採決いたします。お諮りします。本件については、これを承認することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

◎議長(桜井真茂君) 異議なしと認めます。したがって、承認第1号「専決処分について承認を求める件《川辺町印鑑条例の一部を改正する条例》は、承認することに決定いたしました。

日程第7 承認第2号「専決処分について承認を求める件《川辺町手数料徴収条例の一部を改正する条例》」を議題といたします。本件についての説明を求めます。住民課長 林正和君。

◎住民課長（林 正和君） 承認第1号「専決処分について承認を求める件《川辺町印鑑条例の一部を改正する条例》」について説明。

◎議長（桜井真茂君） これより、質疑を行います。質疑はございませんか。  
（質疑なしの声）

◎議長（桜井真茂君） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。これより討論を行います。討論はございませんか。  
（「討論なし」の声あり）

◎議長（桜井真茂君） 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから承認第2号を採決いたします。お諮りします。本件については、これを承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

◎議長（桜井真茂君） 異議なしと認めます。したがって、承認第2号「専決処分について承認を求める件《川辺町手数料徴収条例の一部を改正する条例》」は、承認することに決定いたしました。

日程第8 承認第3号「専決処分について承認を求める件《令和5年度川辺町一般会計補正予算(専決第2号)》」を議題といたします。本件についての説明を求めます。総務課長 重本佳明君。

◎総務課長（重本佳明君） 承認第3号「専決処分について承認を求める件《令和5年度川辺町一般会計補正予算(専決第2号)》」について説明。

◎議長（桜井真茂君） これより、質疑を行います。質疑はございませんか。  
（「質疑なし」の声）

◎議長（桜井真茂君） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。これより討論を行います。討論はございませんか。  
（「討論なし」の声あり）

◎議長（桜井真茂君） 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから承認第3号を採決いたします。お諮りします。本件については、これを承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

◎議長（桜井真茂君） 異議なしと認めます。したがって、承認第3号「専決処分について承認を求める件《令和5年度川辺町一般会計補正予算(専決第2号)》」は、承認することに決定いたしました。

日程第9 承認第4号「専決処分について承認を求める件《令和5年度川辺町一般会計補正予算(専決第3号)》」を議題といたします。本件についての説明を求めます。総務課長 重本佳明君。

◎総務課長（重本佳明君） 承認第4号「専決処分について承認を求める件《令和5年度川辺町一般会計補正予算(専決第3号)》」について説明。

◎議長（桜井真茂君） これより、質疑を行います。質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声）

◎議長（桜井真茂君） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。これより討論を行います。討論はございませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（桜井真茂君） 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから承認第4号を採決いたします。お諮りします。本件については、これを承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

◎議長（桜井真茂君） 異議なしと認めます。したがって、承認第4号「専決処分について承認を求める件《令和5年度川辺町一般会計補正予算(専決第3号)》」は、承認することに決定いたしました。

日程第10 承認第5号「専決処分について承認を求める件《令和5年度川辺町一般会計補正予算(専決第4号)》」を議題といたします。本件についての説明を求めます。総務課長 重本佳明君。

◎総務課長（重本佳明君） 承認第5号「専決処分について承認を求める件《令和5年度川辺町一般会計補正予算(専決第4号)》」について説明。

◎議長（桜井真茂君） これより、質疑を行います。質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声）

◎議長（桜井真茂君） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。これより討論を行います。討論はございませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（桜井真茂君） 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから承認第5号を採決いたします。お諮りします。本件については、これを承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（桜井真茂君） 異議なしと認めます。したがって、承認第5号「専決処分について承認を求める件《令和5年度川辺町一般会計補正予算(専決第4号)》」は、承認することに決定いたしました。

日程第11 諮問第1号「人権擁護委員の候補者の推薦について」を議題といたします。本件についての説明を求めます。町長 佐藤光宏君。

◎町長（佐藤光宏君） 諮問第1号「人権擁護委員の候補者の推薦について」御説明申し上げます。

人権擁護委員は、議会の意見を聞き、市町村長が推薦し、法務大臣が委嘱するもので、現在、川辺町では4名の方にご活躍いただいております。

そのうちのお一人でございます 遠藤日女美氏におかれましては、本年6月30日をもって任期満了を迎えられますので、同氏を引き続き人権擁護委員候補者として推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

遠藤氏は、提出しております別添資料にございますとおり、平成24年の就任より人権擁護委員として積極的に活動されており、人格・識見が高く、誠実・温厚な人柄で、地域の皆様方の信望も厚く、人権擁護委員の候補者として適任と認めるものでございます。

任期につきましては、令和6年7月1日から令和9年6月30日までの3年間でございます。

以上、よろしく御審議のうえ、同氏の選任について御意見賜りますようお願い申し上げます。

◎議長（桜井真茂君） これより、質疑を行います。質疑はございませんか。  
（「質疑なし」の声あり）

◎議長（桜井真茂君） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。これより討論を行います。討論はございませんか。  
（「討論なし」の声あり）

◎議長（桜井真茂君） 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから諮問第1号を採決いたします。お諮りします。本件については、遠藤日女美さんを適任として答申したいと思っております。御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（桜井真茂君） 異議なしと認めます。したがって、諮問第1号「人権擁護委員の候補者の推薦について」は遠藤日女美さんを適任として答申することに決定しました。

日程第12 議案第1号「町道の路線廃止及び認定について」を議題といたします。本案についての説明を求めます。町長 佐藤光宏君。

◎町長（佐藤光宏君） 議案第1号「町道の路線廃止及び認定について」御説明申し上げます。

本件につきましては、雌鳥排水路にて分断されている、町道安道線と町道大北前線を一体的に利用できるよう、町道大北前線を延伸させ町道安道線と接続させるため、道路法第8条第2項及び第10条第3項の規定により、町道路線の廃止と認定について、議会の議決をお願いするものでございます。

よろしく御審議のうえ、御決定賜りますようお願い申し上げます。

◎議長（桜井真茂君） これより、質疑を行います。質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（桜井真茂君） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

お諮りします。議案第1号につきましては、総務委員会に付託して審査することにしたいと思えます。御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（桜井真茂君） 異議なしと認めます。したがって、議案第1号につきましては、総務委員会に付託することに決定いたしました。

日程第13 議案第2号「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例」、日程第14 議案第3号「地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例」、日程第15 議案第4号「川辺町附属機関設置条例の一部を改正する条例」、日程第16 議案第5号「川辺町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例」、日程第17 議案第6号「川辺町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例」、日程第18 議案第7号「川辺町放課後児童健全育成事業に関する条例の一部を改正する条例」、日程第19 議案第8号「川辺町介護保険条例の一部を改正する条例」、日程第20 議案第9号「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の公布に伴う関係条例の整備に関する条例」、日程第21 議案第10号「生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例」、日程第22 議案第11号「川辺町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例」の10件を一括議題といたします。本案についての説明を求めます。町長 佐藤光宏 君。

◎町長（佐藤光宏君） 議案第2号から第11号まで一括して御説明申し上げます。

はじめに、議案第 2 号「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例」について御説明申し上げます。

本件につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第 2 の廃止に伴い、これまで別表第 2 を引用していた個人番号の利用範囲等の規定について、別表第 2 を用いずに説明できるよう、用語の定義など所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第 3 号「地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例」について御説明申し上げます。

本件につきましては、地方自治法の一部改正による条ずれに伴い、引用している町の関係条例について、所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第 4 号「川辺町附属機関設置条例の一部を改正する条例」について御説明申し上げます。

本件につきましては、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価に当たっての調査及び審議を行う機関として、新たに「教育委員会点検評価委員会」を設置するため、町条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第 5 号「川辺町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例」について御説明申し上げます。

本件につきましては、異常な自然現象による災害が発生した際の応急作業、避難所運營業務、罹災証明にかかる家屋調査等については、特殊勤務手当に該当しうることが示され、あわせて適切に取り扱うよう総務省通知があったことから「災害地派遣手当」を新設するため、町条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第 6 号「川辺町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例」について御説明申し上げます。

本件につきましては、地方自治法の一部改正に伴い、全ての会計年度任用職員に勤勉手当を支給することが可能となったため、当町においても令和 6 年度から勤勉手当を支給できるよう関係条例の一部を改正するものでございます。また、会計年度任用職員の期末手当の支給率について、常勤職員と同率となるよう併せて改正を行うものでございます。

次に、議案第 7 号「川辺町放課後児童健全育成事業に関する条例の一部を改正する条例」について御説明申し上げます。

本件につきましては、放課後児童クラブの長期休業中の利用開始時間を午前 8 時から午前 7 時 30 分に早めるため、町条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第 8 号「川辺町介護保険条例の一部を改正する条例」について御説明申し上げます。

本件につきましては、令和 6 年度から令和 8 年度までの第 1 号被保険者の介護保険料について、川辺町第 9 期介護保険事業計画に基づく今後の介護保険給付費などの財政状況等を考慮し、保険料率の多段階化と保険料の基準額の改正を行うため町条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第 9 号「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の公布に伴う関係条例の整備に関する条例」について御説明申し上げます。

本件につきましては、介護保険事業における指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、関係する 4 つの町条例について所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第 10 号「生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例」について御説明申し上げます。

本件につきましては、生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律が公布されたことにより、現在、厚生労働大臣が所管している、水道整備・管理行政の一部が、国土交通大臣に移管されるため、関係する 2 つの町条例について所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第 11 号「川辺町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例」について御説明申し上げます。

本件につきましては、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、政令の定める基準に従い各市町村が条例で定めるところとされている消防作業従事者等の補償基礎額について、所要の改正を行うものです。

以上、10 議案につきまして、一括して御説明いたしました。よろしく御審議のうえ、御決定賜りますようお願い申し上げます。

◎議長（桜井真茂君） これより、質疑を行います。質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声）

◎議長（桜井真茂君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第 2 号から議案第 11 号までの 10 件につきましては総務委員会に付託して審査することにしたいと思います。御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（桜井真茂君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 2 号から議案第 11 号までの 10 件につきましては、総務委員会に付託することに決定いたしました。ここで、

議場内換気のため休憩をとりたいと思います。再開を10時10分と定め、休憩といたします。

(休憩 午前 9時53分)

(再開 午前10時10分)

◎議長（桜井真茂君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

日程第23 議案第12号「令和5年度川辺町一般会計補正予算(第5号)」、日程第24 議案第13号「令和5年度川辺町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)」、日程第25 議案第14号「令和5年度川辺町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)」、日程第26 議案第15号「令和5年度川辺町介護保険特別会計補正予算(第4号)」、日程第27 議案第16号「令和5年度川辺町下水道事業会計補正予算(第4号)」の5件を一括議題といたします。本案についての説明を求めます。町長 佐藤光宏君。

◎町長（佐藤光宏君） 議案第12号「令和5年度川辺町一般会計補正予算(第5号)」から、議案第16号「令和5年度川辺町下水道事業会計補正予算(第4号)」まで、一括して御説明いたします。

はじめに、議案第12号「令和5年度川辺町一般会計補正予算(第5号)」につきましても、既定の予算額から8千669万6千円を減額し、予算総額を、57億2千912万6千円とするものでございます。

主な補正の内容につきましては、令和5年度の決算見込による歳入・歳出所要額の整理に加え、国の補正予算第1号に対応する補正を行うものでございます。

歳入では、町税、国の補正予算に伴う普通交付税、前年度からの繰越金を増額、財政調整基金を始めとする各基金からの繰入金の減額、歳出事業費の確定等に伴う地方債発行額の変更及び追加など整理しております。

歳出におきましても、国の補正予算に伴う社会資本整備総合交付金に係る建設事業費を増額するほか、各種事業費の決算見込による所要額の整理を行っております。

なお、これらによる財源の余剰分につきましては、2030年4月の開校を目指す、小学校統廃合計画の新校舎建設に備え、小学校建設基金へ積み立てることとしております。

併せて、繰越明許費補正では、田中1号線改良事業など、全10件を新たに追加させていただくものでございます。

次に、議案第13号「令和5年度川辺町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)」につきましても、既定の予算額から、53万7千円を減額し、予算総額を10億1千948万1千円とするものでございます。

主な内容につきましては、令和5年度の決算見込みにより事業費を整理するもので、歳出における保険給付費、保健事業費を減額し、これに伴う国庫補助金、県補助金、繰入金などを整理するものでございます。

次に、議案第14号「令和5年度川辺町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)」につきましては、既定の予算額に、555万円を追加し、予算総額を1億8千772万5千円とするものでございます。

補正内容につきましては、令和5年度の決算見込により事業費を整理し、後期高齢者医療保険料、後期高齢者医療広域連合納付金を増額するものでございます。

次に、議案第15号「令和5年度川辺町介護保険特別会計補正予算(第4号)」につきましては、既定の予算額から、793万8千円を減額し、予算総額を9億6千273万7千円とするものでございます。

主な内容につきましては、令和5年度の決算見込により、歳出において、介護サービス給付費を減額し、それに伴い、歳入では、介護給付費準備基金繰入金を減額するなど、所要額の補正をするものでございます。

次に、議案第16号「令和5年度川辺町下水道事業会計補正予算(第4号)」につきましては、収益的収入で1千184万5千円、収益的支出で1千245万1千円、資本的収入で5千498万6千円、資本的支出で5千994万5千円をそれぞれ減額するものでございます。補正内容につきましては、令和5年度の決算見込みによる事業費について整理を行い、収益的収入および支出、資本的収入および支出の各所要額を補正するものでございます。

以上、各補正予算関連議案の概要説明とさせていただきます。

よろしく御審議のうえ、御決定賜りますようお願い申し上げます。

◎議長(桜井真茂君) これより、質疑を行います。質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

◎議長(桜井真茂君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第12号から議案第16号までの5件につきましては総務委員会に付託して審査することにしたいと思います。御異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

◎議長(桜井真茂君) 異議なしと認めます。したがって、議案第12号から議案第16号までの5件につきましては、総務委員会に付託することに決定いたしました。

日程第28 議案第17号「令和6年度川辺町一般会計予算」、日程第29 議案第18号「令和6年度川辺町国民健康保険事業特別会計予算」、日程第30 議案第19号「令和6年度川辺町後期高齢者医療特別会計予算」、日程第31 議案第20号「令和6年度川辺町介護保険特別会計予算」、日程第32 議案第21号「令和6年度川辺町下水道事業会計予算」、日程第33 議案第22号「令和6年度川辺町下水道事業会計予算」の6件を一括議題といたします。本案について説明を求めます。町長 佐藤光宏君。

◎町長（佐藤光宏君） それでは、議案第17号から議案第22号までの令和6年度各会計の当初予算案につきまして、その概要を一括して御説明いたします。

令和6年度の川辺町当初予算編成につきましては、川辺町第5次総合計画に掲げる将来像「清流と人が織りなす活力あるまち」の実現に向け、「美しく安らぎのあるまちづくり」「誰もが安心して暮らせるまちづくり」「みんなで学び合うまちづくり」「快適に暮らすことができるまちづくり」「新たな活力をおこすまちづくり」「共に考え行動するまちづくり」の6つをまちづくりの基本方針とし、「まち・ひと・しごと創生法」による、川辺町版総合戦略の実現を目指すものとし、コロナ禍前の各種事業規模を基本に、今後の町民生活や経済活動を最大限に活性化できるよう、コロナ禍後の新たな日常に対応するための予算編成としております。

町の主要プロジェクトである「中川辺駅西地区周辺整備事業（宅地化が進む地区のインフラ整備）」については、駅西側町道の用地測量、拡幅工事、雌鳥川への新たな橋の建設工事等に係る予算を計上し、インフラ整備を着実に前進させると共に、「町内3小学校の統廃合計画（2030年4月開校目標）」においては、令和5年度に引き続き住民説明会の開催、新校舎建設に係る基礎調査等を行い、町の重要施策として事業を推進いたします。

それでは、各会計の予算規模についてでございます。

はじめに、一般会計の予算総額は、52億7千600万円、対前年度比1億1千700万円、2.2%の減となりました。

次に、特別会計については、国民健康保険事業特別会計10億2千61万1千円、後期高齢者医療特別会計1億9千932万6千円、介護保険特別会計9億3千906万7千円となりました。

次に、公営企業会計については、水道事業会計3億6千120万2千円、

下水道事業会計 1 億 5 5 7 万 5 千円となり、一般会計・特別会計・公営企業会計を合わせた総額で、8 9 億 1 7 8 万 1 千円。対前年度比で 2 億 8 千 6 3 5 万 4 千円、3. 1 % の減となりました。

各会計とも、歳入では、国・県の動向を見極めながら財源確保に努めるとともに、地方債の発行においても交付税措置など有利な財源の確保に努め、各種基金からの繰り入れなども考慮し、健全な財政運営を念頭に、予算を編成いたしました。

では、はじめに一般会計の歳入予算について御説明いたします。

まず、町の一般会計歳入総額の約 4 分の 1 を占める町税につきましては、対前年度比 4. 5 % 減の 1 2 億 5 千 3 3 5 万 9 千円を見込んでおります。

個人町民税におきましては、国の定額減税による影響により、約 5 千万円の減収になると見込んでおりますが、地方特例交付金により、全額国費にて補填されるものであり、総務省発表の地方財政計画においても、地方税収は、ほぼ前年並みとの見通しであり、本町においても、国の定額減税の影響を除いた町民税・固定資産税・軽自動車税、たばこ税は、ほぼ前年並みの見通しとなっております。

なお、地方消費税交付金につきましては、景気の動向に大きく影響される交付金ではありますが、県からの通知を元に算定した、令和 6 年度交付見込額は、当初予算ベースで、対前年度比 1 千 5 0 8 万円、6. 1 % 減の 2 億 3 千 2 7 8 万 6 千円を見込んでおります。

次に、一般会計歳入の約 3 0 % を占める地方交付税は、地方財政計画及び町の算定基礎額などから積算した結果、対前年度比 2 千 3 0 0 万円、1. 3 % 増の、1 8 億 7 0 0 万円を計上しております。

このうち、普通交付税は、当初予算ベースで算定の基礎数値となる基準財政需要額から、基準財政収入額を差し引いた、町の財源不足額は、前年度

から僅かに増加する見通しであり、結果として、普通交付税の額は、増額になる見通しであります。

国庫支出金につきましては、全額国費により実施しておりました「新型コロナウイルスワクチン接種」が、令和6年度より通常の定期接種へと移行し、これに係る国からの負担金、補助金が減少するなどにより、対前年度比1千651万6千円の減額となり、3億5千385万3千円を計上しております。

県支出金につきましては、任期満了に伴う「岐阜県知事選挙」委託金、「岐阜県第2子以降出産祝金支給事業」補助金などが増加する見込みであり、総額で対前年度比1千10万円の増額となり、2億8千688万5千円を計上しております。

寄附金では、ふるさと川辺応援寄附金に2億円を計上し、制度本来の趣旨を理解のうえ、地域産業の振興、川辺町特産品の情報発信も行い、貴重な自主財源の確保に努めてまいります。

繰入金につきましては、対前年度比1億1千163万1千円の減となり、4億4千558万7千円を計上しております。高齢者福祉事業には「いきがい基金」、下水道事業補助金には「環境整備基金」を、それぞれ2千万円財源充当すると共に、中川辺駅西地区周辺整備事業には、「まちづくり基金」から1千万円を財源充当し、快適に暮らすことができるまちづくりを推し進めてまいります。

町債につきましては、前年度とほぼ同額の、2億20万円を新たに起債することとしております。地方債の起債にあたりましては、交付税措置がある財源的に有利な地方債のみ起債することとし、予算計上しております。

続きまして、歳出の主な事業につきましては、第5次総合計画に掲げております6本の体系に添いまして、御説明申し上げます。

はじめに、一つ目の柱「美しく安らぎのあるまちづくり」に関する事業でございます。

昭和62年5月の開庁から36年が経過し、老朽化した役場庁舎及び保健センタートイレのユニバーサルデザイン化改修工事に5千940万円を計上し、フロアーの段差の解消、和式便器から洋式便器への改修、多目的トイレの設置など、誰もが利用しやすい庁舎環境を目指します。また、町内に全8箇所ある消防団詰所は、いずれも空調設備がなく、夏の猛暑時の消防団活動等に支障をきたしており、これを解消するため、消防団各詰所にエアコンを設置する工事に441万8千円、前年度に引き続きドローンを活用した災害活動に備え、消防団員等の操縦免許取得費用を助成する「ドローン2等操縦ライセンス取得講習助成金」に59万4千円などを計上し、安全・安心・災害に強いまちづくりを進めてまいります。

次に、二つ目の柱「誰もが安心して暮らせるまちづくり」に関する事業でございます。

町の福祉施設の拠点である「やすらぎの家」の防水改修工事に1千180万6千円、児童発達支援施設である「おおぞら教室」の中庭猛暑対策として、日よけパーテーションの設置や、人工芝への改修工事費276万7千円、「福祉バスやすらぎ号」に、置き去り防止安全装置を設置する費用42万3千円などを計上しております。また、障がい者の自立支援を扶助する「障がい者総合支援等事業」に2億6千215万1千円、18歳以下の子どもや一定の障がいを有する方などの医療費負担を軽減するための「福祉医療助成事業」に1億967万7千円、「児童クラブ運営事業」に3千835万円を計上しております。

国民健康保険事業では、引き続き医療費の動向に注意を払い、疾病の予防に資する、特定健康診査や特定保健指導を進め、保険事業の健全運営に努めてまいります。

介護保険事業では、令和6年度から令和8年度までを事業期間とする、新たな「川辺町第9期介護保険事業計画」のもと、適正な介護保険事業の運営に努めてまいります。

次に、三つ目の柱「みんなで学び合うまちづくり」に関する事業でございます。

現在、文部科学省が、令和7年度までを「改革推進期間」として進めております「中学校部活動の地域クラブ活動への移行」について、本町においても、順次、部活動を地域のスポーツクラブへ移行するため、「専任のコーディネーター配置」などに係る事業費544万4千円を計上し、円滑な部活動の地域移行に向けた、環境整備を進めてまいります。また、老朽化した学校給食センターの「蒸気食器消毒保管機」の更新費用1千29万6千円なども計上させていただいております。なお、本町の主要プロジェクトの一つであります、町内3小学校の統合に向けた「小学校統廃合準備事業」では、将来の校舎建設費用として「小学校建設基金積立金」に、5千387万2千円を計上するとともに、統廃合計画に係る用地補償調査費などに、678万4千円を計上し、2030年4月の開校に向け、準備を進めてまいります。

次に、四つ目の柱「快適に暮らすことができるまちづくり」に関する事業でございます。

道路を始めとするインフラ整備においては、老朽化した町道の舗装及び法面の修繕に4千860万8千円、町道の改良工事や歩道新設工事に、国の社会資本整備総合交付金を活用した事業費3千400万円を計上しております。また、農業用施設の整備では、緊急自然災害防止対策事業として「樫鳥排水路拡幅工事」、「雌鳥排水路護岸補修工事」など総額で3千998万5千円を計上しております。都市計画関連では、宅地化が進む中川辺駅の西側地域のインフラ整備を目的とする、町の主要プロジェクト「中川辺駅西地区周辺整備事業」で、国の「社会資本整備総合交付金」も活用し、町道の用地

測量、道路幅の拡幅工事、雌鳥川への橋りょう新設工事等に係る事業費4千327万1千円を計上し、着実な事業の進捗を図ります。

移住定住対策では、住宅の新築・建て替えに対する助成、空家の解体・改修に係る費用の補助、空き家バンクの普及啓発など、移住定住に係る諸事業を引き続き実施いたします。

上水道関係では、平成28年度より着手しております「重要給水施設配水管耐震化事業」など、今後も継続して実施をし、上水道の安全で安定した供給に努めてまいります。

下水道関係におきましても、引き続き「社会資本総合整備計画」に基づき、施設設備の更新工事や管渠の耐震化、老朽化が進む雨水管の排水施設修繕を実施してまいります。

次に、五つ目の柱「新たな活力をおこすまちづくり」に関する事業でございます。

近年、町内の里山が大きな注目を集め、多くの登山者が訪れております。観光資源の乏しい本町においては、この貴重な資源を生かし、更なる町の魅力発信と若い世代の交流人口拡大・地域の活性化を図るべく、山の麓をテーマに、令和5年度において、新たなイベント「KAWABE MOUNTAIN. FES」を初開催し、約8,000人の来場者を集めることができました。夏の「川辺おどり」、秋の「MOUNTAIN. FES」と呼ばれ、町を代表するイベントとして発展させ、更なるにぎわいを集められるよう、令和6年度からは、新規の事業として「FUMOTO開催事業」を立ち上げ、525万円を計上させていただいております。また、「森林空間活用促進事業」に500万円を計上し、新たな登山道（中川辺地区の八坂山から下麻生地区の納古山までの一部：約3km）の整備を行います。また、来年度、川辺漕艇場において開催する、「全日本中学選手権競漕大会開催事業」に、2千4

90万2千円を計上し、全国から集う中学生、その関係者も含め、ポート王国かわべの魅力を発信し、交流人口の更なる拡大と地域の活性化を図ります。

最後に、六つ目の柱「共に考え行動するまちづくり」に関する事業でございます。

市町村間での競争が激しさを増す、「ふるさと川辺応援事業」、ふるさと納税につきましては、地域の特産品や、観光資源などを、寄附者への謝礼品とすることで、全国の方々に、川辺町の魅力を伝える重要なツールとして推進して行くと共に、貴重な自主財源の確保に努めてまいります。

以上、当初予算の概要を説明させていただきました。どうか慎重に御審議いただき、格別の御理解により御決定賜りますようお願い申し上げます。

◎議長（桜井真茂君） これより、質疑を行います。質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（桜井真茂君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第17号から議案第22号までの6件につきましては総務委員会に付託して審査することにしたいと思えます。御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（桜井真茂君） 異議なしと認めます。したがって、議案第17号から議案第22号までの6件につきましては、総務委員会に付託することに決定いたしました。

お諮りします。議案精読、議案審査のため、3月2日から3月13日までの12日間を休会にしたいと思えます。御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（桜井真茂君） 異議なしと認めます。したがって、3月2日から3月13日までの12日間を休会とすることに決定いたしました。

以上で、本日の日程は全て終了しました。次回は、3月14日木曜日、午前9時からの再開といたします。本日はこれで散会といたします。皆さん大変ご苦労様でした。

（閉会 午前10時38分）

令和 6 年 川 辺 町 議 会 第 1 回 定 例 会

令和 6 年 3 月 1 4 日 (木) 午前 9 時 0 0 分開会

議事日程 (第 2 号)

- |                   |  |
|-------------------|--|
| 日程第 1             | 一般質問   |
| 日程第 2 (議案第 1 号)   | 町道の路線廃止及び認定について  |
| 日程第 3 (議案第 2 号)   | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 4 (議案第 3 号)   | 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例                                   |
| 日程第 5 (議案第 4 号)   | 川辺町附属機関設置条例の一部を改正する条例  |
| 日程第 6 (議案第 5 号)   | 川辺町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例   |
| 日程第 7 (議案第 6 号)   | 川辺町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例                                |
| 日程第 8 (議案第 7 号)   | 川辺町放課後児童健全育成事業に関する条例の一部を改正する条例                                       |
| 日程第 9 (議案第 8 号)   | 川辺町介護保険条例の一部を改正する条例  |
| 日程第 10 (議案第 9 号)  | 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の公布に伴う関係条例の整備に関する条例           |
| 日程第 11 (議案第 10 号) | 生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例                   |
| 日程第 12 (議案第 11 号) | 川辺町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例   |
| 日程第 13 (議案第 12 号) | 令和 5 年度川辺町一般会計補正予算 (第 5 号)   |
| 日程第 14 (議案第 13 号) | 令和 5 年度川辺町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 4 号)                                   |
| 日程第 15 (議案第 14 号) | 令和 5 年度川辺町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 2 号)                                    |
| 日程第 16 (議案第 15 号) | 令和 5 年度川辺町介護保険特別会計補正予算 (第 4 号)                                       |
| 日程第 17 (議案第 16 号) | 令和 5 年度川辺町下水道事業会計補正予算 (第 4 号)  |
| 日程第 18 (議案第 17 号) | 令和 6 年度川辺町一般会計予算   |
| 日程第 19 (議案第 18 号) | 令和 6 年度川辺町国民健康保険事業特別会計予算   |

- 日程第20（議案第19号） 令和6年度川辺町後期高齢者医療特別会計予算  
 日程第21（議案第20号） 令和6年度川辺町介護保険特別会計予算  
 日程第22（議案第21号） 令和6年度川辺町水道事業会計予算  
 日程第23（議案第22号） 令和6年度川辺町下水道事業会計予算

本日の議会に付した案件  
 議事日程のとおり

出席議員（9名）

議 長 桜井 真茂	副議長 石原 利春	1 番 井戸 三兼
2 番 平岡 正男	3 番 奥田 哲也	5 番 佐伯 雄幸
6 番 佐伯 瞬	7 番 市原 敬夫	9 番 櫻井 芳男

欠席議員 なし

地方自治法第121条による出席者

町 長	佐藤 光宏	教育長	白村 茂
参 事	井上 健	総務課長	重本 佳明
会計管理者兼会計室長	石本 清二	企画課長	平岡 善伸
税務課長	佐伯 政宣	住民課長	林 正和
健康福祉課長	横田 博生	産業環境課長	馬場 誠
基盤整備課長	渡邊 明弘	教育支援課長	鈴木 秀樹
生涯学習課長	佐伯 毅彦	上下水道課長	渡辺 英樹

欠席者 なし

事務局職員出席者

議会事務局長 渡辺 保彦

（開会 午前 9時00分）

◎議長（桜井真茂君） 皆さんおはようございます。休会を閉じ、会議を再開いたします。本日の議事日程は、一般質問、議案に対する討論採決となっております。

再開にあたり、注意事項を申し上げます。自席で発言される場合は、着座にて行ってください。また、議場内換気のため、休憩を設ける場合がありますので、皆様のご協力をお願いいたします。ただいまから、日程第1 一般質問を行います。順番に発言を許します。一般質問は、会議規則第49条第3項の規定によって、一般質問席から行ってください。

なお、質問はいつ一問一答方式で行い、発言時間は答弁を含めて原則1議員1時間以内といたします。一般質問に対する答弁は、登壇して行ってください。再質問に対する答弁は自席から着座にて行ってください。それでは、一般質問を始めます。議席番号8番 石原利春君。

◎8番（石原利春君） 議長より、発言を認められましたので、議席番号8番、石原質問したいと思います。

皆さん、おはようございます。質問名は、川辺町の道路計画についてです。質問を求める先、基盤整備課及び町長となります。道路計画の4点です。それでは始めさせていただきます。

まず1つ目。上川辺田中1号線の道路整備計画は、令和3年度に工事に着手しましたのはかかわらず、工事完成に至っていないのが現状です。

工事総延長は、360m、工事の支障となるものも少ないため、早急な完成が可能であると考えます。完成までに期間を要する理由と完成時期についてを、質問したいと思います。

続けて、2つ目です。前にも一般質問でお尋ねした主要地方道可児金山線について、工事区間が国道418号線まで、あと300m程度であるにもかかわらず、まだ繋がっておりません。地域住民の暮らしに役立つことから、早急な完成を望むところであり、今まで以上に、国、県へ強く要望していただきたいと思います。そこで、現在の進捗状況はどうかについてお尋ねいたします。

3つ目。国道41号美濃加茂バイパス川辺鹿塩インターチェンジのフルランプ化の工事について、現在の進捗状況もお尋ねしたいです。

続きまして、4番ですけども、ちょっとこちら私が本当に非常に重要と考える問題になります。中川辺駅西周辺整備事業について、令和3年度から浮上している構想計画は、駅西広場及び周辺道路の整備と、中川辺駅を跨ぐ人道跨線橋の設置が大きな柱となっております。このうち、駅西広場及び周辺道路については、先行して行うべきと考えます。理由は、大北地区には、近年、新築が多く建ったことにより、周辺住民の方の交通の不便さが指摘されており、町が整備する必要な工事であると考えの方で考えるからです。

一方、人道跨線橋については、中川辺駅を利用する住民の利用頻度、また、工事に係る費用対効果などを考えたとき、本当に今、そして、未来に向かって必要であるかどうか疑問であり、再検討すべきと私は考えます。この跨線橋と駅西広場面整備、及び周辺道路計画を切り離して考えて、住民が考えている交通の不便さをいち早く解消するために、だから同時でいくというよりも、まず道路面整備を優先していけないでしょうか。なぜ同時でなければならないのかについて、再検討の余地があるかどうかをお尋ねしたいです。以上4点についてお尋ねしたいです。以上です。

◎議長（桜井真茂君） 基盤整備課長 渡邊明弘君。

◎**基盤整備課長（渡邊明弘君）** それでは、石原議員の川辺町の道路計画の4つの質問につきまして、順にお答えをさせていただきます。

1つ目の上川辺地内、ちょうど、田中1号線の道路拡幅工事の完成予定の時期についてのご質問でございます。この道路工事は、令和3年に道路拡幅するために必要となる土地を購入させていただきました。工事に必要な土地の売却に、ご協力をいただいた皆様には、この場をお借りしまして、厚く御礼申し上げます。

議員仰せの通り、工事に着手し3年が経過しようとしておりますが、工事完成にはしばらくの間工事の継続が必要な状況でございます。本道路工事の他、川辺町が行う道路工事の施工について、御説明をさせていただきます。

工事の財源は国からの、社会資本整備総合交付金などを活用し、施行しております。川辺町で実施するその他の道路事業を含め現場状況を考慮した上で、国へ交付金の要望をしております。この要望に対して、国から各道路事業について、交付金額が年度ごとに決定されます。この国による交付金額の決定に基づき、その年度の工事内容を決定し、施工をしているため工事の進捗が一定でない状況でございます。本道路の工事完成時期につきましては、国からの配分状況にもよりますが、令和7年度には、舗装工事を行い、完成をする予定でございます。工事完成まで、周辺にお住まいの皆様にはご迷惑をおかけしますが、御理解と御協力のほどよろしくお願いいたします。

2つ目は、主要地方どうかに金山線の進捗状況の確認と国、県への要望についてのご質問でございます。

本道路は、岐阜県発注の公共事業「主要地方道可児金山線・比久見バイパス事業」として進められております。本道路は従前より通勤時間体を中心に、国道41号七宗町方面から可児市や美濃加茂市方面の通行車両が多く、また近くに第3こども園、また、東小学校があることから、バイパス道路の整備により、町民の安心安全な通行が図れるため、早期完了を強く望んでいるものでございます。

本工事の進捗につきましては、車両の通行ができる箇所の延伸といった目立った工事は、国からの予算配分と現場の状況により、しばらくの間施工されていない状況でございます。令和5年度に実施された工事は、既存道路に埋設されていた上下水道管の支障管移転工事が行われました。本道路の進捗状況は、予算配分と現場の状況を考慮した上で進められており、この状況は令和4年6月に答弁させていただいた状況から変化はございません。今後の予定を岐阜県に確認したところ、予算配分の状況によりますが、工事は当分の間、継続される予定との報告を受けております。

昨今の大規模災害により、主要幹線道路の必要性、重要性が再認識され、安心して利用できる安全な道路整備は、地域住民にとって必要不可欠なものであるため、可児金山線を含む各種主要地方道沿線市町で構成する道路整備促進期成同盟会において、完成市町が一体となって要望活動を行うほか、県議会議員、町長、川辺町議会から議長、総務委員長及

び可茂土木事務所の所長と担当課長が出席する行政懇談会を開催し、早期完了に向けた予算確保と、安定的、継続的な事業促進を要望しているものでございます。

3つ目は、国道41号美濃加茂バイパスの川辺鹿塩インターチェンジのフルランプ化についてのご質問でございます。

本バイパスは、国道41号、県道の慢性的な交通渋滞の緩和、沿道道路環境の改善並びに、地域づくりの支援を目的に計画され、起点の美濃加茂市太田町から終点の川辺町石神までの延長9.4kmの幹線道路でございます。

川辺地内においては、本インターチェンジ名古屋方面のONランプが平成23年3月に開通し、現在の状況となり川辺町内と名古屋方面や東海環状自動車道美濃加茂インターチェンジとのアクセスがスムーズになり、利便性が向上しております。

本バイパスは主要地方道美濃川辺線に接続し、町道を介して結びつく日常生活において重要な道路であること、また、災害時には広域的に重要な道路であると認識をしております。

今年度は、美濃加茂バイパス周辺のネットワークや交通状況を踏まえ、調査設計を実施したと聞いております。

要望につきましては、昨今の地震、豪雨などの災害状況を踏まえ、本インターチェンジのオフランプ化の早期実現に向けて、本国道沿いの市町村で構成する岐阜県国道協会並びに国道41号美濃加茂、下呂間強靱化推進同盟会において、関係者が一体となり、早期完了に向けた事業促進を要望しております。

4つ目は、中川辺駅西地区周辺整備事業についてのご質問でございます。

中川辺駅西地区周辺整備事業は、町総合計画の具体的施策の中で「優良な宅地開発の促進」として、「定住促進を図るため、良質な住宅地開発を推進するインフラと住環境の整備」及び町総合戦略の「移住・定住の促進」として「中川辺駅西地区の利便性向上に向けた取り組み」について、明記をされているところでございます。これに基づき、令和3年度に「能田・大北地区 土地利用構想」を策定し、令和4年度から整備に必要となる業務を順次進めております。この土地利用構想では、宅地化が進む大北・能田地区の道路環境の整備と、車両、歩行者とも安全にJR高山線を横断できる踏切がないことから、10年以上前から地元区長、組長からの要望書の提出や、議員からの一般質問でもその危険性の指摘がございました。このため、これまでの改良箇所といたしましては、駅南にございます関街道踏切拡幅工事が岐阜県により、平成28年12月に完了し、安全性、利便性が格段に向上しておりますが、特に朝夕に交通量が多くなる駅北の第1加治田街道踏切につきましては、地形的条件から改良が困難となっている状況です。これを解消するため、中川辺駅舎の近くに、跨線人道橋を整備する計画を策定いたしました。本事業は、跨線人道橋、周辺道路や住宅地開発の推進、周辺住民の賑わい、交流の場や災害発生時の一時避難所としての利用ができる駅西側広場の整備を行うべく、関係土地所有者や関係機関との協議並び

に整備に必要となる業務を順次進めております。したがって、跨線人道橋と駅西側広場整備及び周辺道路整備の考え方につきましては、歩行者の安全確保の面と、駅利便性の高揚によって生じる多岐多方面にわたる効果を期待し、当初から同時進行で進めて参りました。ただし、現時点では、跨線人道橋本体とは別に、本が負担すべき。

J R施設の移転や、改修などに対する、調査設計並びに工事費が不明であるため、負担する費用が明らかになり次第、跨線人道橋工事について、各整備の計画を検討して参りたいと考えております。

また、これらの事業の費用対効果につきましては、都市計画の一環として整備されるものであり、馴染まないといった考えが一般的ではありますが、町総合計画における、将来人口目標を、2024年本年度9,700人、2040年9,100、2060年8,100人としていること、また、町総合戦略では、人口の社会増減数、転入転出の差し引きをした数値でございますが、これを2025年までに0人とするKPI（重要業績評価指数）を掲げており、これらの目標を達成するための重要な事業として位置付けておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。ちなみに、本町の社会増減数は、2021年、マイナス39人、平成22年プラス54人、2023年は推計値でマイナス13人となっております。

昨年、11月には、国道41号美濃加茂バイパス、主要地方動可児金山線及び主要地方道美濃川辺線の事業推進、中川辺駅西地区周辺整備事業の要望を町長、川辺町議会の全議員で、事業のさらなる促進に向けて国会議員への要望活動が実施されました。

今後も各事業の推進に当たり、議員各位の格別なる御理解と御協力をお願い申し上げます。

◎8番（石原利春議員） 所見を述べて終わりたいと思います。

◎議長（桜井真茂君） 石原利春君のそれを許可します。

◎8番（石原利春議員） 今、課長の方からお話を伺いまして、わかったようなわからないようなそんな答えをもらった気持ちがしないこともないんですけども、いろんな財源の問題が国県とかついてくると思うんですけども、できるものであれば町単独でやる工事に関しては、やりかけやりかけになっていくよりも、1個ずつ作っていつてくれるというのが重要ではないかなと私は思います。

4つ目の駅周辺事業に関しましては、この答えの資料にありましたように、人口推移が減っていくということを考えていくと、面整備は必要なんだけど減ってくなら駅の利用者が少なくなるんじゃないかなという思いもあります。以上が所見です。

◎議長（桜井真茂君） 以上で石原利春君の一般質問を終わります。

議席番号7番 市原敬夫君。

◎7番（市原敬夫君） 議長より許可をいただきましたので、川辺町の防災、減災対策の現状と課題について、町長及び関係課に質問をいたします。

はじめに、能登半島地震から2ヶ月半が経ちました。お亡くなりになりました方々に心からお悔やみを申し上げますとともに、被災された皆様をお願いを申し上げます。そして、1日も早い、日常生活が戻りますようお祈りを申し上げます。

近隣県で起きたこの大災害を見て、もし川辺町に震度5を超えるような、大地震が起きた時、川辺町の防災、減災対策は十分であるのかを視点を質問をいたします。

当町でも、あのような大災害が起きた時、どうなるかを考えますと、家屋の倒壊、死傷者の発生、道路の破損、ライフラインの損傷、山崩れ、がけ崩れの発生、そして、河川の氾濫など多くのことが想定されます。そして、それらの事態に対処できているのかと考えますと、家屋の倒壊には耐震化や、避難所の完備、傷病者には医療体制、ライフラインの損傷には復旧体制の整備、山崩れがけ崩れには危険箇所の周知と防災、火災が起きた時の消火体制など、今こそ、普段とは違う緊急時の体制ができているのかどうかなど大災害を想定して総点検をすべきであると考えます。

そこで、具体的に次の質問をいたします。

避難所については、中央公民館、やすらぎの家、海洋センター、各小中学校、地域の公民館、そして民間と協定を結んだ避難所などがあると思います。しかし、地域の公民館で、耐震補強をされているところは、いくつもないと考えられます。場所的に安全かという点疑問です。中央公民館やすらぎの家などは、町の中心部に位置しており、遠隔地域の人は、緊急時の避難は難しいと考えます。そのため、遠隔地域に多目的な施設を設置し、フェーズフリーとして、緊急時にも対応できる施設を建設する考えはないかを伺います。

2つ目。傷病者が出た場合、医療機関などと連携し、治療等に対応できる緊急医療体制はできているのか、伺います。

3つ目。上水道、下水道、電気等が損傷や停電をした場合の、対策復旧に関する対策はできているのか、伺います。

4つ目、当町は、周囲を山で囲まれています。登山者の多い遠見山の岩山も心配です。事前に危険箇所の等の周知はできているのか、伺います。また、自然災害の場合は、地元町民だけでなく、土地勘のない来訪者、登山者も避難されます。そういうことも考えて、対策ができているのか伺います。

5つ目。災害復旧が長引いた場合、2次災害2次避難も考えられますが、どこかのホテル等との協定ができているのか伺います。

6つ目。その他もし大災害が起きたときを考え、早急に防災に関する総点検をする必要があると考えますが、町の考えを伺います。

いろいろ具体的に項目を挙げましたが、行政だけではできないこともたくさんあると思います。自助、共助、公助といいますが、行政でやること、地域でやること、家庭でやることを整理するとともに明確にし、それぞれの役割を周知して、防災に関する体制を全町民で考え、実践することが必要であると考えますが、町はどのような計画をお持ちか。

◎議長（桜井真茂君） 総務課長、重本佳明君。

それでは、市原議員からご質問のありました「川辺町の防災、減災対策の現状と課題について」お答えいたします。

南海トラフ大地震の30年以内の発生確率は70%から80%と言われておりますが、政府の地震調査委員会は、40年以内の発生確率を90%程度に引き上げました。

本町においても、いつ被災するかわからない状況であり、これまでの大規模災害における、被災自治体の教訓を踏まえ、総合計画や地域防災計画、国土強靱化地域計画を策定し、災害から町民の生命や身体、財産を守るとともに、災害に起因する、被害を最小限とすることを目指しております。

それでは、1点目の「遠隔地に緊急時にも対応できる施設を建設する考えはないか」についてでございます。各地域、特に遠隔地への緊急的な避難所の設置については現在のところ建設の予定はございません。しかしながら、緊急避難場所である各地域の公民館が脆弱では機能が発揮できないため、地区集会施設整備の補助金に耐震化工事も対象となるよう制度を拡充し、地域と町が連携し整備のできるよう検討して参りたいと考えております。

つづきまして、2点目の「緊急医療体制」についてでございます。現在当町では、加茂医師会と災害時の医療救護に関する協定を締結しており、要請により医療班の派遣を受けることとなっております。医療班の主な活動としては、応急措置及び医療、重症度判定、助産等が挙げられます。

つづきまして、3点目の「上水道、下水道、電気等が停止した場合の対策」についてでございます。上水道については、「日本水道協会」、下水道については、「岐阜県下水道連絡会」、電気については、「可茂地区電気工事協議会」とそれぞれ各種災害時応援協定等を締結しており、非常時、災害時には支援を要請する準備を整えております。

つづきまして、4点目の「登山者に対する危険箇所等の周知、発災時の対策」についてでございます。

登山については、平地での日常生活とは異なり、多少の危険が伴うレジャーであると認識しております。登山道は当然ながら街中に比べ危険箇所が多く、そのすべてを把握、対策、対策していくことは困難です。町としては、登山をする場合の基本的な準備や心構え等をホームページで周知し、少しでも事故を防げるよう呼びかけております。

つづきまして、5点目の「ホテル等との協定」についてでございます。現在当町では町内の「宗教団体」と協定を締結しており、主な内容としましては、宿泊施設の利用、食事の提供、利用者情報の管理であります。想定としては大規模地震等により町内全12ヶ所の「指定避難所」の受け入れ人数を超える被災者が出た場合の依頼としております。また、2次避難について協定などを検討していく必要はあると考えますが、近隣の宿泊施設では、同様に被災地となっている可能性が高いため、県などを通じて、適切な施設を検討していく必要があると考えております。

つづきまして、6点目の「防災に関する総点検」についてでございます。町単独で町内隅々まで点検することは困難であると考えます。川辺防災の会や自主防災組織、各地区の皆さんと連携し、ご要望いただいた箇所について点検し必要に応じて改修していくことで、強靱化を図りたいと考えております。

つづきまして、7点目の「町はどのような計画をお持ちか」についてでございます。前段でも触れましたが、総合計画や地域防災計画、国土強靱化地域計画を策定し、災害から町民の生命や身体、財産を守るとともに、災害に起因する被害を最小限とすることを目指しております。しかしながら、「地域防災計画」や「国土強靱化地域計画」は、国等の示す一定のスキームによって策定しております。よって、あらゆる分野、項目を包括的に網羅したものとなっており、そのすべてを現実的に機能させるためには、多くの課題がございます。

特に、「自助」、「共助」、「公助」という観点で申し上げれば、大きな災害や発生したとき、被害を最小限に抑えるためには、自分自身を守る「自助」、隣近所の相互連携による「共助」、公的機関などによる救助・支援などの「公助」がそれぞれ最大限に機能を発揮することが重要でございます。

まず、「公助」では、土砂災害ハザードマップの更新や洪水ハザードマップの作成などによる、危険地域、箇所の周知・啓発、避難所の機能強化、備蓄品の充実、災害資器材等の整備などを進めております。

そして、「自助」と「共助」ということでございますが、これをいかに町民の皆様へ伝え、浸透させ、事前の備えとともに、避難行動に繋げていくかが喫緊の課題でございます。

これまでも、地域自治会への出前講座や区長会、中学校での防災講演会の開催、地域の防災リーダーである防災士の養成、防災訓練や防災イベントの開催、自主防災組織の設立支援などに取り組んで参りましたが、まだまだ十分とは言えません。

今後もさらに町民の皆様へ伝えるよう取り組んで参ります。

何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。答弁とさせていただきます。

◎7番（市原敬夫議員） 議長、再質問をお願いします。

◎議長（桜井真茂君） 市原敬夫君の再質問を許可します。

◎7番（市原敬夫君） 今、答弁をいただきましたが、各関係機関との協定など、形の上ではできているかどのように見えます。しかし、実際にあのような災害が起きたとき機能するかどうか、それが大事です。町職員を対象に、先月2月21日の防災の講習会ありましたけれども、家具が倒れるということは、私たち想像ができるわけですが、家具が飛んでくるという画像を見まして普通では想像できません。自然の力ってのは本当に予想、想定外というふうに考えます。自分の命は自分で守るのは基本ですが、高齢化が進む中で、地域の繋がりも大変大事になります。そこで町長に伺います。

例えば、令和6年、7年を防災強化期間として位置付け、自己防衛の啓蒙を、地域防災組織づくりの推進、地域避難所の総点検、危険箇所のチェックと防災危険防止対策など、大災害の発生を想定して総点検することが重要と考えますが、町の取り組みに対する考えをお伺いします。

それから、先ほど質問しませんでした。障害者の方の避難所対策、また最近では家族の一員としてペットを飼ってみえる方も多くいます。そうした人の避難所対策についても、お考えを伺います。

◎議長（桜井真茂君） 町長 佐藤光宏君。

◎町長（佐藤光宏君） 議員ご質問の中で自助、共助、公助という3つのお互いに助け合うという、文字が使われておりますけれども、自助に関しましてはご指摘の通り、先月、講演をお願いしました村岡先生からも、自分の寝室に落ちてくるものを置かないと。各執務室ですね、私の町長室もそうなんですけれども、そこも後でチェックをいただきまして、地震があったときに倒れてくるもの飛んでくるものがないかどうか、というチェックをいただきました。

地震というのは、わずか30秒か、長くても1分以内に決着がついてしまう恐ろしい災害なものですから、そのわずか30秒、1分の間、一番頼りにすべきは、自分しかいません。まず、自らがどうやって、命を守るか。これを住民の皆様にも、強くお訴えをしたいと思っております。わずか1分やそこいらで避難所に行くことはできません。様々な困難を乗り越えながら、防災対策長く続いていくわけですけれども、一番肝は最初の1分でございますので、まず自助のところを皆さんにお訴えをしたいと思っております。

2番目に共助なんですけれども、これは隣近所から始まりまして自治会もそうでございます。要は、自分と自分の近所におられる方々との連携、或いは結びつきですね、深い契りといいますか結びつきがあるかどうか。或いは自治会でそういった、みんなで守ろうよって意識があるのかどうか。こういったことを、先ほど総務課長からもお答えをさせていただきましたけれども、共助についても、説明会を実施し、共助に繋がるソフト的な支援を検討して参りたいと思っております。自主防災組織などについても、財政的支援を強化し、検討する必要があると思っております。

自助、共助と来まして、最後、公助なんですけれども、能登半島地震では役場の職員も多く被害を受け、現場に駆けつけることが不可能だった職員も大勢います。そういった中で自助、共助の大切さが訴えられたわけでございますけれども、川辺町からも10人ほど、順繰り順繰りに被災地へお手伝いに行っておりまして、特に1月3日ですね、4,800本の飲料水を、4人の職員が運びましたけどその時には、桜井議長さんにもご同行いただいて、現地の様子を見てきていただいたわけでございます。そういった中で私は思いましたのは、食う、寝る、出す。この3つではないかなと思います。

食うっていうのは、食事のことなんですけれども、食事には飲料水も入りますし、例えば赤ん坊のミルクだとか、アルファ米炊き出し、様々な栄養素のある食料を備蓄する必要があるのではないかと。それには薬品だとか、それから、様々な女性用品だとか、そういったものも備蓄倉庫に、確かに、備蓄してあるかどうかを検討する必要があります。

寝るっていうのは、避難所のことです。避難所で睡眠がとれるかどうか。川辺町ではテント式のパーテーションを持ってありますけれども、そういった避難者が、避難所に来て、寝られるかどうかですね、特に今回は冬の、元旦というときに、彼らは寝れたかどうか。それが心配でございますので、川辺町としても、避難所に、寝具だとか、毛布だとか、様々なものを用意し、皆様の長期にわたる避難をお助けしたいなと思います。

出すっていうのは、今回初めて気が付きましたけれども、排便のことです。トイレがないために、川辺町からお助けに行った職員が言っておりましたけれども、中学校の校庭で用を足したというような例も多々あるというふうに聞いております。まして、真冬でございますので、避難所の外に仮設トイレを置くわけですけれども、非常に冷たい。厳しい状態で排便をする必要があるということで、私が特に公助の方で力を入れたいのは、食う寝る出す、この3つに適切に対応できるかどうかを、チェックして参りたいと思っております。

先ほども総務課長が申し上げておりましたが、自主防災組織と同時に、財政的な支援、或いは、役場の中で皆様を少しでも、楽に、避難生活を送れるようにお助けできるような、施策をこれからもずっと考えて参りたいと思っておりますので、ご提案、アドバイス等々いただければ幸いです。以上です。

◎議長（桜井真茂君） 市原敬夫議員の質問の中に障害者またペットの件も出ておりましたが、それについて答弁はよろしいでしょうか。

総務課長、重本佳明君。

◎総務課長（重本佳明君） それではですね、市原議員の方から質問のごございましたペット、障害者の関係についてちょっと述べさせていただきます。

先ほどもですね、答弁のところでも申し上げました、町の様々な計画等ございますが、基本的には国等の示すスキームによって策定しておりますので、具体的などころまで現実的なものではないというところが課題であるということも申し上げさせていただきました。しかしながらその中でも防災計画の中には、ペットという項目もございましてそこに対応する課も決めております。ただ実際にあのような、今回のような大地震が起こった場合には、どのように対応するかというのは、具体的には決まっておられません。ただしながら今回川辺町の方からも、石川県の輪島市、避難所運営の方に手伝いに行った職員の方からも、ペットの問題があるということは聞いております。ペットを飼っておられる方は、避難所から出て、車中泊をされておられるような方がほとんどであったと、ということでそこが重要な課題でもあるかとございますが、一応人命が第1ではございますが、ペッ

トも大事な家族の一員という考え方もございますので、そちらを両方とも対応できるように今後具体的に考えていきたいなというふうに思っております。

障害者の件につきましてはいわゆる弱者というところでございますが、こちらにつきましても、具体的にというものはございませんが、しかしながら、健康福祉課の方でですね、例えば、障害者、あとは病気によりですね、常に電源が必要な医療、医療器具を、使っていなければいけないという方も当然お見えになります。電源が喪失した場合に備えてですね、いわゆるバッテリー、いわゆる蓄電池等の購入に対する補助というのも始めておりますので、そういったものも含めてですね、総合的にそういった方にもしっかりと対応できるように今後課題として認識し、対応していきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

◎7番(市原敬夫君) 議長、所見を述べて終わります。

◎議長(桜井真茂君) 市原敬夫君の、それを許可します。

◎7番(市原敬夫君) 再質問の中で、6年度、7年度、強化月間にしてもらえないかという提案をいたしました。これについて町長から回答がありませんでしたが、私も、能登半島の大災害、毎日ニュースで見えておりますが、本当に自分ごとに置き換えたときに防災の重要性を感じております。川辺町においても、防災対策について、早急に具体的に取り組んでいただき、教授のもとで、ある地域のコミュニケーションを深めながら、安心して生活できる環境を整備するなど、災害に備える体制を官民一緒になって推進することを切望いたしまして、質問を終わります。ありがとうございました。

◎議長(桜井真茂君) 以上で、市原敬夫君の一般質問を終わります。

議席番号5番 佐伯雄幸君。

◎5番(佐伯雄幸君) 5番、ただいま議長より発言許可が出ましたので、質問させていただきます。私は、空き家対策の取り組みについて、これを企画課にお聞きしたいと思っております。

居住目的のない空き家は、1998年から2023年の25年間で、1.9倍増加し、2030年には470万戸になると想定され、今後も全国で増加する見通しとなっております。また、川辺町においても、空き家が増加しており、安心、安全に対する不安が生じております。

平成27年には、「空き家等対策の推進に関する特別措置法」が施行され、立ち入り検査調査の権限や、倒壊の恐れのある「特定空き家」には、撤去や修繕を有する所有者に見えることができる他、応じない場合の、行政代執行が規定されていまして。

また、令和5年、12月に「空き家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律」が施行されました。放置すれば「特定空き家」になる恐れがある空き家を「管理不全空き家」とし、行政の早期介入による周囲への悪影響の未然防止ができることとなりましたが、「管理不全空き家」となった場合「勧告」を受けると、空き家の敷地に関わる固定

資産税等の住宅用地特例が解除され、課税標準の軽減6分の1が解除されることになりませんが、空き家の方がこれをいきなり聞いたときには、びっくりされると思われそうですが、あまり保有者の方に心配かけないようにしたいと思っております。

そこでお尋ねをします。川辺町にも、川辺町附属機関設置条例に規定する川辺町空き家等対策協議会が置かれ、川辺町空き家等対策計画に基づき、諸問題の解決に向けた努力がなされていると思っておりますが、今般の法律の改正は世間の認知度が低く、また、町外にお住まいの方にも行き届いてないと私は思っておりますが、そこを広く、広く浸透していかいかなければならないと思っております。行政からの積極的なアナウンス等により、売却や解体などの検討に繋がり、景観や近隣の生活環境を損ねることなく、住みよく暮らしやすい環境づくりができてくると思いますが、執行部のお考えを、どうかお聞かせください。

◎議長（桜井真茂君） 企画課長 平岡善伸君。

◎企画課長（平岡善伸君） それではお答えいたします。

川辺町におきましては、現在交渉中を含め12件の物件が空き家バンクに登録されており、新たな物件登録や解体等に館に対する問い合わせも多く寄せられております。

また、今般の能登半島地震におきまして、空き家を含む建物等の倒壊により、道路を塞ぐなど、救助活動や復興の妨げとなっているとの報道もありまして、空き家に対する関心がより一層高まっているところでございます。

さてご質問にある通り、空き家等対策の推進に関する特別措置法の改正に伴い、注意へ悪影響を及ぼす「特定空き家」を未然に防ぐことを目的とし、必要な措置を講ずることができることとなりました。

これは、放置すれば、「特定空き家」となる空き家の所有者に対する指導の後、改善されない場合に「勧告」することで、固定資産税の住宅用地特例が適用されなくなるものでございます。

しかしながら、空き家は個人の資産であることから、依然としまして行政代執行に対するハードルは高く、行政代執行した場合、解体費用の回収が困難となることが懸念され、また、今般の法改正に伴う措置の実施により、住宅用地特例が適用されなくなった場合におきましても、同様に多くの問題が考えられております。

今後ですね、法改正に伴う基本方針とガイドラインの改正に基づきまして、「川辺町空き家等対策計画」の改訂を行い、各関係機関との協議や、慎重な判断・手続きなどを経る必要がありますので、様々なケースを想定した上で、今後の運用に向け適切に対応してまいります。

また、議員仰せのとおり、法改正に対する周知不足が否めないことから、所有者等の意識の涵養と理解増進を図り、自主的な管理等への対応を求めべく、町ホームページ等での関係制度の周知や、固定資産税の納税通知書発送の際、法改正の内容を記載した書面を

同封するなどの情報の発信が、「空き家」の発生・増加の抑止力となり、景観の保持や住みよいまちづくりに繋がると考えます。

なお、広報かわべで3月号におきまして、空き家の解体補助等特別措置法の改正について掲載しております。引き続き、空き家情報の把握と増加防止の啓発、空き家バンクの活用や解体補助のPRにつきまして、積極的に推進して参りますので、何卒御理解御協力を申し上げます。答弁とさせていただきます。

◎5番（佐伯雄幸君） 議長、再質問をお願いします。

◎議長（桜井真茂君） 佐伯雄幸君の再質問を許可します。

◎5番（佐伯雄幸君） 今の説明で川辺町には、12件の空き家バンク登録あるとされていましたが、まだまだ増えてくる可能性があると思っております。そこでですね、やっぱ登録された空き家も年数が経つうちにつれて、だんだん古くなってきます。そこで一番に懸念されるのが、空き家バンクに登録すれば行政の方が頑張って売却していただくということになるんじゃないかなあとっておられる方もいますが、ただやっぱ年数もたてば、登録される上も徐々に古くなってきます。その時、保有者の方にどう説明されていかれるか。それと今、相続放棄といった方もおられます。そうなれば、家屋敷、田地なども、害虫など環境が悪くなって来る。そしたら、その時はどんな対応されるのか。

相続放棄については、各課にも関係がありますが、すいません、企画課長としてのお考えをお聞きしたいなと思っております。以上です。2点、よろしくお願いします。

◎議長（桜井真茂君） 企画課長 平岡善伸君。

◎企画課長（平岡善伸君） それでは今いただきました質問につきまして、お答えいたします。先ほどもお答えしましたが、現在12件の空き家バンクの登録がございます。物件の状況や地理的条件など、様々な要因がございます登録後におきまして、問い合わせのない物件はあります。それに対する維持管理に関する問題が生じております。また成約がされない物件につきましては景観や防犯上の問題が懸念されるため、空き家バンクの申請の際にですが、自主的な通常の維持管理の依頼を行っております。適正に管理がされないケースもございますので、そのような場合につきましては、相続人や所有者の方に対しまして、適正管理の依頼の文書を送付するなどの対応をとっております。

なおですね、空き家バンク登録の継続や希望条件の変更、解体補助制度の活用につきまして、所有者等に今後の意向を確認する必要がございますので、改めて維持管理の徹底を周知するとともに、利活用等につきましては町と協定を締結し、空き家バンクに関する知見と実績を持つNPO法人、岐阜空き家相続共生ネットに紹介相談していきたいと考えております。

2つ目の相続放棄の関係ですけれども、相続放棄等の理由によりまして管理が行き届いてない物件等がございます。近年ですが管理不全の土地等は、全国的な問題となっております。

ます。本町におきましても空き家を含めました、管理不全の土地等に関する苦情等が多数寄せられておきまして、その対応には苦慮しております。

これらに関しましては行政が私有地等を管理することはございませんので、所有者や管理人などに対しまして、維持管理の徹底について電話や文書の送付などですね、維持管理をしていただきますよう対応しております。なお、人口減少や高齢化の進展等に伴う土地意識の希薄化や、土地利用ニーズの低下などを踏まえまして法改正が行われました。その法改正の内容としましては相続登記の義務化や、相続放棄地におきまして一定の要件を満たせば、国に帰属させるなどという制度が見直しがされております。これによりまして、所有者不明の土地や相続放棄地の整理は進んでいく、今後は進んでいくものと考えております。

今後におきましても空き家の増加は見込まれます。空き家の利活用の推進と未然防止が、景観保持や安心安全に繋がっていくものと考えておりますので、所有者や各種団体及び関係課と連携を図り、繰り返しとなりますが、各種対策や制度等の積極的なPRの推進に、努めていきたいと思っておりますので、それをもちまして回答とさせていただきます。よろしく申し上げます。

◎5番（佐伯雄幸君） 議長、所見を述べて終わります。

◎議長（桜井真茂君） 佐伯雄幸君の、それを許可します。

◎5番（佐伯雄幸君） 質問、答弁の中で環境や景観や、生活、環境を損ねるという言葉が出てきました。やはり、景観は1つの川辺町の顔だと私は思っております。移住定住、そして川辺町に足を運んでいただける皆さんに、よかったな、住みたいなと思っていただくことが一番僕は大事だと思っております。町長をはじめ、執行部の皆さん、そして議会もその先の川辺町のことを考え、未来に何を残していけるのか。人口が減少し、そして空き家も増えてきては、何もいいことはありません。空き家対策等策定委員会の皆さん、そして、不動産業者の方との相談も私は必要不可欠だと思っております。

何とかうまく空き家をうまく利用して、町の発展に10つなげていきたいと思っておりますので、どうかそのへんのことをよく考えていただけるようお願い申し上げます。以上で私の質問は終わります。

◎議長（桜井真茂君） 以上で、佐伯雄幸君の一般質問を終わります。

以上で一般質問はすべて終了しました。

ここで議場内換気のため、10時20分まで休憩といたします。

（休憩 10：01）

（再開 10：20）

◎議長（桜井真茂君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

日程第2 議案第1号「町道路線廃止及び認定について」から、日程第23 議案第22号「令和6年度川辺町下水道事業会計予算」までの22議案を一括議題といたします。

ただ今議題といたしました22議案につきましては、先に総務委員会に審査が付託してありますので、総務委員会委員長から審査の結果並びに経過について報告を求めます。総務委員会委員長 佐伯雄幸君。

◎総務委員長（佐伯雄幸君） 議長より、報告を求められましたので、総務委員会における審査の結果並びに、経過について御報告いたします。

総務委員会に付託されました、議案第1号から議案第22号までの審査結果は、お手元の審査報告書のとおりであります。

審査の結果は、審査報告書にありますとおり、議案第1号「町道の路線廃止及び認定について」、議案第2号「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例」、議案第3号「地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例」、議案第4号「川辺町附属機関設置条例の一部を改正する条例」、議案第5号「川辺町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例」、議案第6号「川辺町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例」、議案第7号「川辺町放課後児童健全育成事業に関する条例の一部を改正する条例」、議案第8号「川辺町介護保険条例の一部を改正する条例」、議案第9号「指定居宅サービス等の事業の人員設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の公布に伴う関係条例の整備に関する条例」、議案第10号「生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例」、議案第11号「川辺町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例」、議案第12号「令和5年度川辺町一般会計補正予算（第5号）」、議案第13号「令和5年度川辺町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）」、議案第14号「令和5年度川辺町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」、議案第15号「令和5年度川辺町介護保険特別会計補正予算（第4号）」、議案第16号「令和5年度川辺町下水道事業会計補正予算（第4号）」、議案第17号「令和6年度川辺町一般会計予算」、議案第18号「令和6年度川辺町国民健康保険事業特別会計予算」、議案第19号「令和6年度川辺町後期高齢者医療特別会計予算」、議案第20号「令和6年度川辺町介護保険特別会計予算」、議案第21号「令和6年度川辺町水道事業会計予算」、議案第22号「令和6年度川辺町下水道事業会計予算」、本委員会に付託された議案第1号から議案第22号までのうち、議案第1号から議案第16号までの16議案は全会一致で、議案第17号から議案第22号までの6議案については、賛成多数で可決すべきものと決しました。

審査系経過については、付託された22議案について、3月1日から審査を開始し、町長及び担当課長等の説明を受け、延べ112件あまりの質疑に対する応答を行いました。

付託された22議案のうち、議案第17号「令和6年度川辺町一般会計予算」については、反対意見として、社会福祉協議会の補助金について適正な内容とは重複できないとの意見がありました。賛成意見としては、現在の社会福祉協議会に、必要な経費であり、年4回ほど会議経営改善の状況報告を行うことを条件に、賛成であるとの意見がありました。よって、議案第17号については、挙手による採決を行った結果、賛成多数で可決すべきものと決するにいたしました。

議案第18号「令和6年度川辺町国民健康保険事業特別会計予算」から、議案第22号「令和6年度川辺町下水道事業会計予算」までの5議案については、議案第17号「令和6年度川辺町一般会計予算」と関連性があるため、反対との意見がありました。

賛成意見としては、いずれの予算についても、必要かつ適正だとの意見がありました。

よって、議案第18号から議案第22号までについては、挙手による採決を行った結果、いずれも賛成多数で可決すべきものと決することになりました。

これら以外の案件については、報告書にあります通り、いずれの議案についても、全会一致で議案の通り可決すべきものと決定した次第でございます。

なお、議案第17号「令和6年度川辺町一般会計予算」についての審査では、別紙、附帯決議が委員から提案され、採決の結果、全会一致により、附帯決議を付することに決しました。ここで、委員会で決しました附帯決議を朗読いたします。

附帯決議。議案第17号「令和6年川辺町一般会計」の執行にあたっては、下記の事項に十分留意して取り組まれることを強く求める。

1. 社会福祉協議会補助事業における、補助金については、適正に執行するとともに、議会に対し、年4回を基本として経営改善状況の報告をすること。

2. 「町道新設改良事業」の上川辺松田線の側溝新設工事について、施工方法を再検討すること。

3. 「駅西地区周辺事業整備」について、「跨線人道橋及び西改札口設置」と「それ以外の事業」に分割して事業を進めること。

以上決議する。令和6年3月7日 総務委員会。

以上で、総務委員会の審査報告を終わらせていただきます。

◎議長（桜井真茂君） 御苦勞様でした。これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（桜井真茂君） 質疑なしと認めます。これで委員長報告に対する質疑を終わります。これより案件ごとに議題といたします。

議案第1号「町道路線廃止及び認定について」を議題といたします。これより討論を行います。討論はございませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（桜井真茂君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第1号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（桜井真茂君） 異議なしと認めます。したがって、議案第1号「町道路線廃止及び認定について」は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第2「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。これより討論を行います。討論はございませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（桜井真茂君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第2号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（桜井真茂君） 異議なしと認めます。したがって、議案第号「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例」は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第3号「地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例」を議題といたします。これより討論を行います。討論はございませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（桜井真茂君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第3号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（桜井真茂君） 異議なしと認めます。したがって、議案第3号「地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例」は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第4号「川辺町附属機関設置条例の一部を改正する条例」を議題といたします。これより討論を行います。討論はございませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（桜井真茂君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第4号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（桜井真茂君） 異議なしと認めます。したがって、議案第4号「川辺町附属機関設置条例の一部を改正する条例」は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第5号「川辺町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。これより討論を行います。討論はございませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（桜井真茂君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第5号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（桜井真茂君） 異議なしと認めます。したがって、議案第5号「川辺町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例」は、委員長の報告のとおり決されました。

議案第6号「川辺町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の条例等の一部を改正する条例」を議題といたします。これより討論を行います。討論はございませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（桜井真茂君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第6号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（桜井真茂君） 異議なしと認めます。したがって、議案第6号「川辺町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例」は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第7号「川辺町放課後児童健全育成事業に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。これより討論を行います。討論はございませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（桜井真茂君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第7号を採決いたします。本案に対する委員長の報告の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（桜井真茂君） 異議なしと認めます。

従って、議案第7号「川辺町放課後児童育成健全育成事業に関する条例の一部を改正する条例」は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第8号「川辺町介護保険条例の一部を改正する条例」を議題といたします。これより討論を行います。討論はございませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（桜井真茂君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第8号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり、決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(桜井真茂君) 異議なしと認めます。したがって、議案第8号「川辺町介護保険条例の一部を改正する条例」は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第9号「指定居宅サービス等の事業の人員設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の公布に伴う関係条例の整備に関する条例」を議題といたします。これより討論を行います。討論はございませんか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長(桜井真茂君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第9号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(桜井真茂君) 異議なしと認めます。したがって、議案第9号「指定居宅サービス等の事業の人員設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の公布に伴う関係条例の整備に関する条例」は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第10号「生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整理整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例」を議題といたします。これより討論を行います。討論はございませんか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長(桜井真茂君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第10号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(桜井真茂君) 異議なしと認めます。したがって、議案第10号「生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例」は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第11号「川辺町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例」を議題といたします。これより討論を行います。討論はございませんか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長(桜井真茂君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第11号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長（桜井真茂君） 異議なしと認めます。したがって、議案第11号「川辺町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例」は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第12号「令和5年度川辺町一般会計補正予算（第5号）」を議題といたします。これより討論を行います。討論はございませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（桜井真茂君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第12号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（桜井真茂君） 異議なしと認めます。したがって、議案第12号「令和5年度川辺町一般会計補正予算（第5号）」は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第13号「令和5年度川辺町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）」を議題といたします。これより討論を行います。討論はございませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（桜井真茂君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第13号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（桜井真茂君） 異議なしと認めます。したがって、議案第13号「令和5年度川辺町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）」は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第14号「令和5年度川辺町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」を議題といたします。これより討論を行います。討論はございませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（桜井真茂君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第14号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（桜井真茂君） 異議なしと認めます。したがって、議案第14号「令和5年度川辺町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第15号「令和5年度川辺町介護保険特別会計補正予算（第4号）」を議題といたします。これより討論を行います。討論はございませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（桜井真茂君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第15号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告の通り決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(桜井真茂君) 異議なしと認めます。したがって、議案第15号「令和5年度川辺町介護保険特別会計補正予算(第4号)」は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第16号「令和5年度川辺町下水道事業会計補正予算(第4号)」を議題といたします。これより討論を行います。討論はございませんか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長(桜井真茂君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第16号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり、決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(桜井真茂君) 異議なしと認めます。したがって、議案第16号「令和5年度川辺町下水道事業会計補正予算(第4号)」は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第17号「令和6年度川辺町一般会計予算」を議題といたします。これより討論を行います。討論はございませんか。

◎9番(桜井芳男) 議長。

◎議長(桜井真茂君) まず、原案反対の発言を許します。議席番号9番、桜井芳男君。

◎9番(桜井芳男君) 令和6年度一般会計予算案に、川辺町社会福祉協議会への補助金について、適正な内容とは承服できないため、反対といたします。以上です。

◎議長(桜井真茂君) 次に、原案に賛成の発言を許します。議席番号1番、井戸三兼君。

◎1番(井戸三兼) 社協は潰してはならないということで議決しておりますので、社協をこれから立て直して、新しい組織にしていくんだと言うためには必要な措置だと思っておりますので、必要かつ適正だと判断して、賛成いたします。

◎議長(桜井真茂君) 他に討論はございませんか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長(桜井真茂君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第17号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案について、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立を願います。

(起立多数)

◎議長(桜井真茂君) 着座してください。したがって、議案第17号「令和6年度川辺町一般会計予算」は、委員長の報告のとおり、可決されました。

議案第18号「令和6年度川辺町国民県保険事業特別会計予算」を議題といたします。これより討論を行います。討論はございませんか。

◎9番(桜井芳男君) 議長、反対。

◎議長（桜井真茂君） まず、原案に反対の発言を許します。議席番号9番、櫻井芳男君。

◎9番（櫻井芳男君） 令和6年度一般会計予算から当該予算に繰り入れがなされているため、関連性により、反対といたします。以上です。

◎議長（桜井真茂君） 次に、原案に賛成の発言を許します。議席番号1番、井戸三兼君。

◎1番（井戸三兼君） これも必要かつ適正だと考えまして、賛成いたします。

◎議長（桜井真茂君） 他に討論はございませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（桜井真茂君） これで討論を終わります。

これから議案第18号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案については、委員長の報告のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

（起立多数）

◎議長（桜井真茂君） 座ってください。したがって、議案第18号「令和6年度川辺町国民健康保険事業特別会計予算」は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第19号「令和6年度川辺町後期高齢者医療特別会計予算」を議題といたします。これより討論を行います。討論はございませんか。まず、原案に反対の発言を許します議席番号9番 櫻井芳男君。

◎9番（櫻井芳男君） 令和6年度一般会計予算当該予算に繰り入れがなされているため、関連性により、思いながら反対といたします。以上です。

◎議長（桜井真茂君） 次に、原案に賛成の発言を許します。議席番号1番、井戸三兼君。

◎1番（井戸三兼君） この議案についても必要かつ適正だと考えますので、いたします。他に討論はございませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（桜井真茂君） これで討論を終わります。

これから議案第19号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案については委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立を願います。

（起立多数）

◎議長（桜井真茂君） 起立多数。座ってください。したがって、議案第19号「令和6年度川辺町後期高齢者医療特別会計予算」は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第20号「令和6年度川辺町介護保険特別会計予算」を議題といたします。これより討論を行います。討論はございませんか。

◎議長（桜井真茂君） まず、原案に反対の発言を許します。議席番号9番、櫻井芳男君。

◎9番（櫻井芳男君） 令和6年度一般会計予算から当該予算に繰り入れがなされているため、関連性により、反対といたします。以上です。

◎議長（桜井真茂君） 次に、原案に賛成の発言を許します。議席番号1番、井戸三兼君。

◎1番（井戸三兼君） 今年の2月に介護保険事業計画策定委員会が開かれまして、そこで決議されたことでもありますし、議案第8号でも異議なしが多かったということで、これは賛成といたします。

◎議長（桜井真茂君） 他に討論はありませんか。これで討論を終わります。

これから議案第20号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案については、委員長の報告のとおり決定することに、賛成の方は起立を願います。

（起立多数）

◎議長（桜井真茂君） 起立多数。着座してください。したがって、議案第20号「令和6年度川辺町介護保険特別会計予算」は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第21号「令和6年度川辺町水道事業会計予算」を議題といたします。これより討論を行います。討論はございませんか。

◎議長（桜井真茂君） まず、原案に反対者の発言を許します。議席番号9番、櫻井芳男君。

◎9番（櫻井芳男君） 令和6年度一般会計予算から当該予算に繰り入れがなされているため、関連性により不本意ながら、反対といたします。

◎議長（桜井真茂君） 次に、原案に賛成の発言を許します。議席番号1番、井戸三兼君。

◎1番（井戸三兼君） 必要かつ適正だというふう感じておりますので、賛成いたします。

◎議長（桜井真茂君） 他に討論はありませんか。これで討論を終わります。

これから、議案第21号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案については、委員長の報告のとおり決定することに、賛成の方の起立を求めます。

（賛成多数）

◎議長（桜井真茂君） 起立多数。着座してください。したがって、議案第21号「令和6年度川辺町水道事業会計予算」は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第22号「令和6年度川辺町下水道事業会計予算」を議題といたします。これより討論を行います。討論はございませんか。

◎議長（桜井真茂君） まずは、原案に反対者の発言を許します。議席番号9番、櫻井芳男君。

◎9番（櫻井芳男君） 令和6年度一般会計予算から当該予算に繰り入れがなされているため、関連性により、不本意ながら反対といたします。以上です。

◎議長（桜井真茂君） 次に原案に賛成の発言を許します。議席番号1番、井戸三兼君。

◎1番（井戸三兼君） この議案についても、必要かつ適正と考えますので、賛成いたします。

◎議長（桜井真茂君） 他、討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（桜井真茂君） これで討論を終わります。

これから議案第22号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案については、委員長の報告のとおり決定することに、賛成の方は起立を願います。

（起立多数）

◎議長（桜井真茂君） 起立多数。お座りください。したがって、議案第22号「令和6年度川辺町下水道事業会計予算」は、委員長の報告のとおり可決されました。

本定例会開催中に議会運営委員長から、会議規則第75条の規定による本会議の会期の日程と、当議会の運営に関する事項についての「閉会中の継続調査申出書」が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1として、議会運営委員会の閉会中の継続調査を議題にしたいと思えます。御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（桜井真茂君） 異議なしと認めます。したがって、議会運営委員会の閉会中の継続調査を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。資料をお配りしますので、しばらくお待ちください。

追加日程第1「議会運営委員会の閉会中の継続調査」を議題といたします。議会運営委員長から会議規則第75条の規定により、本会議の会期日程等、議会の運営に関する事項について「閉会中の継続調査」の申し出がありました。申出書の朗読は省略します。

お諮りします。議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（桜井真茂君） 異議なしと認めます。したがって、議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

以上で本日の日程はすべて終了しました。会議を閉じます。町長から挨拶があります。

町長 佐藤光宏君。

◎町長（佐藤光宏君） 閉会にあたり、一言御挨拶を申し上げます。

大変年度末の慌ただしい中、3月1日より開会いたしました本定例会、すべての審議に慎重に審議をいただき、お認めいただきましたことを、まずもって御礼を申し上げます。ありがとうございました。

今、慌しいと申し上げましたけれども、役場内では、明日、人事異動の内示がございます。そういった中で、令和5年度と令和6年度のスムーズな引き継ぎを心がけております。どうか皆様方も、よろしくお願いを申し上げます。

また、子供たちに関しましては、別れと出会いの季節を迎えております。本日3月14日には、高等学校の合格発表がございます。また、先般3月8日に皆様にも御出席いただきました中学校の卒業式、3月25日には小学校、3月21日は保育園、こども園、それぞれ卒業式がございます。

4月に入りましてから、4月8日には小学校と中学校、それから4月5日にはこども園というように、子供たちも大変気持ちが揺らいでいることかなと思いますけれども、どうかまた皆様方からも、子供たちに声をかけていただければ幸いです。

いずれにいたしましても、令和5年度もあとわずかでございます。今まで以上に、皆様方の御協力、御理解を賜りますようお願いを申し上げまして、御礼の言葉に代えさせていただきます。誠にありがとうございました。

◎議長（桜井真茂君） これをもちまして、令和6年第1回定例会を閉会といたします。

（閉会 午前11時00分）